

平成27年度市町村職員の給与・定員管理・勤務条件等の状況【概要】

平成27年12月28日
高知県総務部市町村振興課

I 給与の状況

1 給与水準について

○県内市町村の、一般行政職の平均給料月額が310,677円（平均年齢41.6歳）となっており、昨年と比べ、▲1,655円（平均年齢▲0.2歳）低くなっている。
○ラスパイレス指数については、平成27年4月1日現在で97.0となっている。
<詳細版P2～8>

○平均給料月額

- ・市： 314,911円
（前年値 316,421円 対前年比▲1,510円 【全国平均 322,548円 ▲1,862円】）
- ・町村： 302,365円
（前年値 304,357円 対前年比▲1,992円 【全国平均 309,258円 ▲2,311円】）
- ・市町村： 310,677円
（前年値 312,332円 対前年比▲1,655円）

○ラスパイレス指数

- ・市： 97.9（前年値 98.2 対前年比▲0.3 【全国平均 98.7 対前年比+0.1】）
 - ・町村： 95.0（前年値 95.1 対前年比▲0.1 【全国平均 95.8 対前年比+0.2】）
 - ・市町村： 97.0（前年値 97.2 対前年比▲0.2）
- ※ラスパイレス指数が100を上回る団体なし

2 技能労務職給料表について

○平成27年4月1日現在、技能労務職員がいる26市町村のうち、国の行政職俸給表(二)に準じた給料表を定めているのは、19団体となっている。
○国の行政職俸給表(二)を適用されている職員とラスパイレス指数を試算し比較すると、県全体で115.4となっている。

<詳細版P9～10>

○給料表

- ・国公行(二)に準じた給料表の団体：19団体 【H26年度：19団体】

○ラスパイレス指数

- ・市： 119.3（前年値120.7 対前年比 ▲1.4）
- ・町村： 108.1（前年値108.9 対前年比 ▲0.8）
- ・市町村： 115.4（前年値116.9 対前年比 ▲1.5）

※技能労務職員がいない団体：8団体（田野町、馬路村、芸西村、大川村、梶原町、日高村、津野町、四万十町）
【H26年度：8団体】

3 勤務成績の評定等について

- 県内市町村において勤務評定（人事評価を含む）を実施又は試行している団体は、平成26年度で30団体となっている。
- そのうち、評価結果を昇給区分の決定に活用した団体は12団体、勤勉手当の成績率の決定に活用した団体は14団体となっている。

<詳細版P11~12>

○勤務評定

- ・実施又は試行中：30団体 【H25年度：30団体】

○昇給

- ・昇給区分の決定に評価結果を活用：12団体
（高知市、室戸市、奈半利町、安田町、北川村、芸西村、大豊町、土佐町、いの町、中土佐町、佐川町、梶原町） 【H25年度：10団体】
- ・全員一律の昇給：22団体 【H25年度：24団体】

○勤勉手当

- ・成績率の決定に評価結果を活用：14団体
（高知市、室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、芸西村、大豊町、土佐町、いの町、中土佐町、佐川町、梶原町、黒潮町） 【H25年度：14団体】
- ・全員一律の成績率で支給：20団体 【H25年度：20団体】

なお、平成28年4月1日に施行される地方公務員法改正により、人事評価を実施すること及び人事評価結果を人材育成等の人事管理の基礎として活用し、昇給や勤勉手当へ反映していくことが、より一層求められることとなります。

II 定員管理の状況

注：職員数については、平成27年の定員管理調査から教育長を含まない数となったため、平成26年以前の職員数も同様に教育長を含まない数に修正しています。

- 平成27年4月1日現在の県内市町村の職員数は、9,288人で前年と比べて37人の増加となっており、平成12年以来15年ぶりの増加に転じた。
- 各団体においては、地域の実情に応じ、必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施していくため、自主的かつ適正な定員管理に取り組んでいる。

<詳細版P14~16>

○H27年職員数：9,288人（前年値9,251人、対前年比+37人）

【平成に入り最多であったH12年職員数：11,625人】

○主な増加理由

- ・高知市：定員管理計画に基づく必要職員数が不足しているための増加（対前年比+48人）
- ・企画開発部門：地方創生対応等のための増加（対前年比+12人）
- ・防災部門：南海トラフ地震対策充実のための増加（対前年比+8人）
- ・観光部門：東部博、奥四万十博実施等のための増加（対前年比+8人）

Ⅲ 勤務条件の状況

- 県内市町村において、病気休暇の上限期間が国の「90日以内又は3月以内」を上回る団体は2団体となっている。
- 結核性疾患等の特例を設けている団体は27団体となっている。

＜詳細版P17～22＞

○病気休暇の上限期間

- ・国と同等の「90日以内又は3月以内」の団体：32団体
- ・国を上回る期間の団体：2団体【H26年：3団体】

＜内訳＞

150日以内又は5月以内：1団体（土佐清水市）

120日以内又は4月以内：1団体（大月町）

○結核性疾患等の特例

- ・特例を設けていない団体：7団体
- ・特例を設けている団体：27団体【H26年：27団体】

＜内訳＞

結核性疾患の特例のみを設けている団体：18団体

結核性疾患及びその他特定の疾患の特例を設けている団体：9団体

Ⅳ 福利厚生事業の状況

- 平成26年度の職員互助会への公費支出額は174,682千円であり、平成16年度（※）に比して360,040千円の減少（▲67.3%）となっている。
- 福利厚生事業の実施状況を公表している市町村は、平成27年9月30日現在で、23団体となっている。

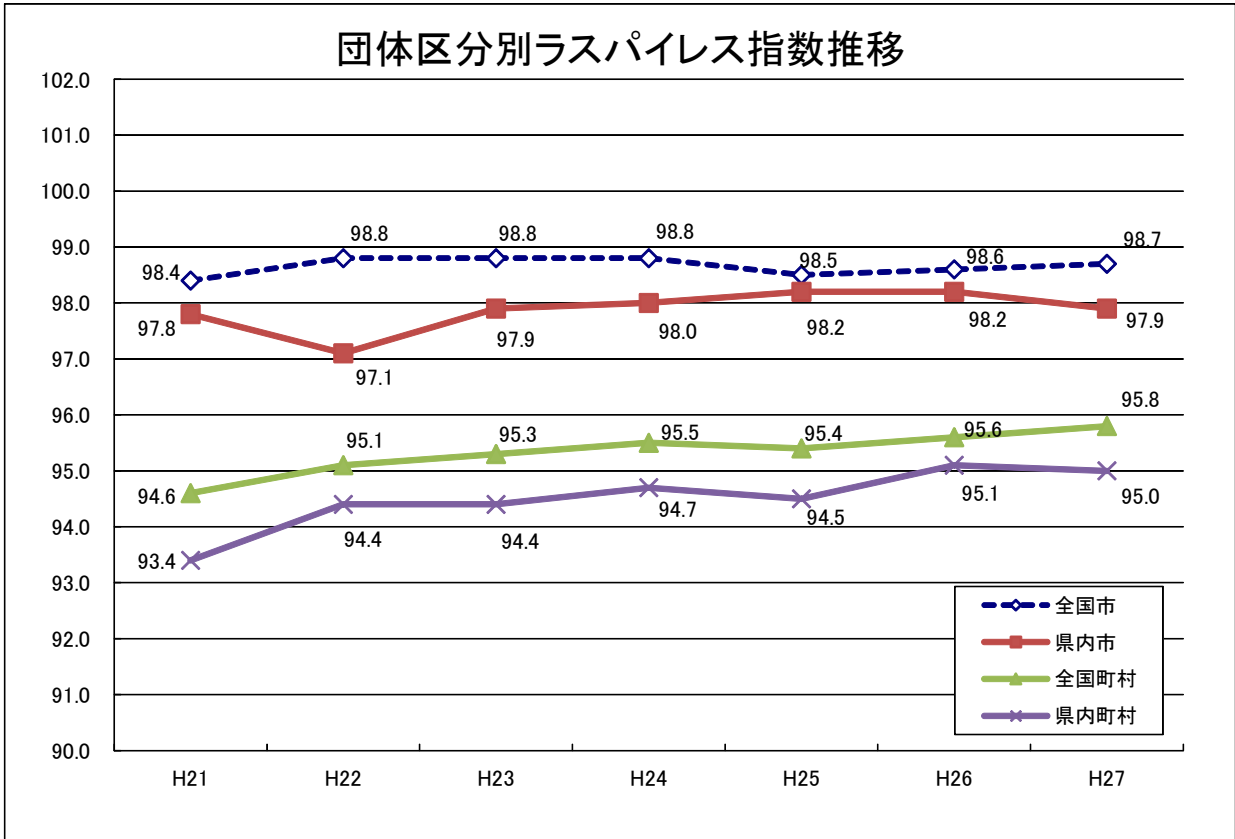
＜詳細版P23～25＞

○県内市町村の職員互助会等への公費支出額

- ・H26年度決算 174,682千円、対16年度決算比▲67.3%【H16年度：534,722千円】

※平成16年度末に総務省より示された『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』により、平成17年以降、各市町村において福利厚生事業の見直しが行われた。

○福利厚生事業を公表している市町村（H27.9.30現在）：23団体【H26年度：24団体】



※H24、H25は国の給与減額措置の影響を加味しない数値です。

